

# 一般質問通告一覧表

令和8年6月定例会

通告順	氏名 / 件名 及び 要旨
7	( 反町 恵 )
<b>1. 反対署名による民間事業者の太陽光発電施設計画中止後、追分豊栄に残された諸課題について</b>	
<p>(要旨) 2025年8月に発覚した安平町追分豊栄84・91番地における民間事業者の太陽光発電計画について、住民は森林環境と生活への影響・配水池と水道管の保存について強く懸念し2025年12月10日、反対署名1120筆と要望書を安平町長・胆振総合振興局・民間事業者・土地所有者へ提出。その後、建設は中止となったが、住民の間にはこれまでの森林開発の経緯への疑問と次の転売・他の開発計画の可能性への不安が残っている。諸課題について質問を行う。</p>	
<p>(1) 森林伐採・土砂採掘・農地造成・転売になった場所に太陽光発電施設を設置することに対して町の見解は。</p>	
<p>(2) 今後このようなケースをたどることのないようにするためには、どうしたらよいと考えるか。</p>	
<p>(3) 12月10日の要望書に対する返事で、条例改正を検討するとのことだが、具体的な改正の内容と具体的な時期は。</p>	
<p>(4) 税務住民課へ安平の未来を守る会が改正条例案を提出している。その中に記載があるように、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①森林破壊を伴う太陽光発電施設の建設は禁止、</li><li>②施工業者の罰則規定の強化、書類提出の強化、設備撤退する際の基金積立、</li><li>③住民立会制、町長の許可制、</li><li>④鹿公園周辺一帯を森林保全区域指定、</li></ul> <p>を検討してはどうか。</p>	

- (5) 豊栄 84 番地に隣接する 85 番地には追分配水池がある。また、84 番と 91 番の間の道路には追分浄水場につながる水道管が埋設されている。民有地のままでは利用目的により頻繁な工事車両の通行や重機の搬入で水道管が破裂する恐れもある。大丈夫という根拠はあるか。
- (6) 追分配水池は追分地区住民の命の泉であり、今後も民有地に挟まれたままにしておくのは将来世代にとって不安材料である。土地所有者も安平町が買ってくれる方がよいのではと言っている。この土地を町有化し将来にわたって水道設備を守ることが将来にわたる追分住民の安心につながると思うがいかがか。
- (7) 植林はゼロカーボン政策の一つであり、森の保全・野生動物の居場所にもなる。ゼロカーボン推進自治体としてはCO<sub>2</sub>吸収についても取り組み、森林保全のため 84 番・91 番を購入した暁には植林を行い、元の山林に戻してはどうか。
- (8) 森林環境譲与税が国から譲与されている。また、鹿公園周囲の 4 ha を購入する予定になっているとのことだが、諸事情により交渉が延期になっている。それらの費用を 84 番・91 番の購入費用にあててはどうかか。
- (9) 2 月 27 日の環境フォーラムでは、太陽光発電施設の促進地域・禁止地域のゾーニングを図っていくとのことだった。太陽光発電施設にとどまらず、町全体の都市計画としてのゾーニングが必要で、それに伴って条例の整備が必要と思うがどう考えるか。
- (10) 現代では人類による開発が進み過ぎて、かろうじて残されている自然にも手が付けられようとしている。世界的な半導体産業・データセンター事業の展開により、北海道においても貴重な自然の存続が危ぶまれている。将来世代にこの貴重な自然を残すために、開発規制区域を設け、新たな森林や自然環境の破壊を禁止し、計画的に保全してはどうか。

## 2. 追分地区浄水場施設排水処理・旧追分町の水道管埋設について

(要旨) 追分浄水場では旧施設・新施設の2段階でパック（ポリ塩化アルミニウム）と苛性ソーダ（中和剤）を用いて浄水しているが、旧施設で沈殿させた細かい砂が入った排水は、半年に一回、設備洗浄の際に施設外に排出している。その量は約70tで、その半分が細かい砂だという。長年その排水は下流の農家のため池で沈殿させ、2年に1回は町が約140tの砂の掘削（浚渫）を行っているとのことだが、その砂は農家の畑にまかされている。

また、5月14日に白樺1丁目の住宅建設現場にて掘削工事を行っていたところ、誤って水道管を切断するという事件が起きた。これによって明らかになったことだが、古い道路を宅地造成した際に水道管を移設していないらしいことが明らかになった。

- (1) 追分浄水場の周辺を見ると鹿公園の保健保安林の中にあり、面積が狭く大きな工事を行うと保健保安林が損なわれる危険性のある場所である。隣接する青葉豊栄幹線の側溝や白樺2丁目の下水管に流すことはできないか。
- (2) 追分浄水場に細かい砂を取り除く設備を導入してはどうか。
- (3) 追分地区では埋設の申請が無かったため、図面が残っていない水道管が存在するという。水道管の切断は数時間で豊栄配水池の水が失われ、広域の住民の断水につながる恐れがある。このことについてどう対策しているか。
- (4) 失われた水道代金の請求はどうか。また、水道管の切断により、周辺住民は水の濁りがなくなるまで水を流さなければならなかった。その際に生じた水道料はどうか。

### 3. 令和8年4月12日執行安平町議会議員選挙について

(要旨) 令和8年4月12日安平町議会議員選出のため選挙が行われた。投票率59.2%であった。

- (1) 町民の町政に対する意識の低さと考えるが、町としてはどのように捉えているか。
- (2) 町民からは選出に出ている人が誰かわからないという声が聞こえる。これに対する対策は何か考えられないか。
- (3) 公職選挙法では居住実態調査に関する記述は無いが、町独自の選挙に関する条例を制定し「立候補者の居住実態が伴うこと」を追加することについて、どのような見解を持っているか。